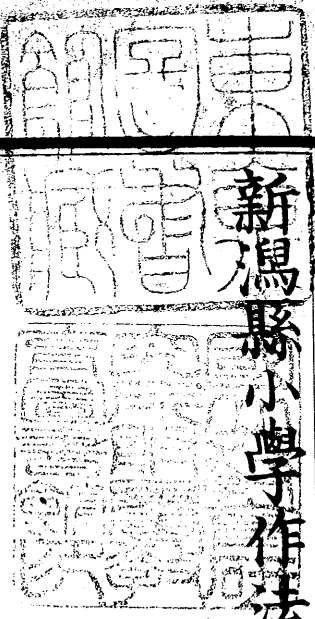


新潟縣小學作法書

中野豐記
中澤中編輯
二



新潟縣小學作法書卷之二

中野豊記

中澤中編輯

常々、行儀を慎みて人の知らざる所なりとも、決して作法をみだるべからざる人の知らざる所なりとて、常に作法を守らざる人は、行儀よき者といふこと能はず、

三六書
卷二

父母の器具ハ勿論、假令兄弟の物たりとも、妄に使用すべからば、

人の器具を借らんとする時、必ず其兼諾を受くべし。

借りたるものは大切に用ひ、用事終らば速に之をかつぎ歸すべし。

人の物を強て借らんとせらば、人の物を羨みて、妄に之を乞ふべからず。

我物なりとも、妄に之を人に與つ、又人に与ふるべからば、

我より小きものより、妄に物を貰ふべからば、

道にて拾ひたるものハ、必ず父母に出すべし。

書物ハ、丁寧に扱ひ、或ハ破り、或ハ汚き

づからん、
書物玩具等常に置處を定めおくべし、
総ての器具常に大切ふ取扱ひ用ひ畢
らば元の處ふ、收め置くべし、
父母の變まる物ハ、何にても心を用ひ
て大切ふ取扱ふべし、
客ある時ハ、假令笑しきことありとも、
決して笑ふこと勿き、

兄弟争たむを、おまぐべからん、
障子襖などの、透間よりのぞくべから
す
客の容態言語等を、評まぐべからん、
酒又ハ、飯などの、出たる時ハ、決して其
室に入らばからん、
給仕ふ出でたる時ハ、食物に目を付け
又ハ、菓子などを乞ふべからん、

若し食物を與へらるゝとも、其席ふて、
食らざるに、

往来して、土、石、或ハ雪等を投げ、又ハ棒
を弄ぶべからず、

道中に、雪を積み、又ハ穴を穿つべから
ぬ、

道に集りて、往来の妨をなすべからぬ、
犬を打ち、又ハ、啗合すべからぬ、

塀、又ハ圍等に、落書きすべからぬ、

田畑、又ハ圍の中に、入るべからず、

妄ふ、草木の枝を折り、花を摘むべから
ぬ、

道路、庭園等に、塵芥を散すべからぬ、

供達の家に行きたる時と歸るときは、

家内の人に、拜禮すべし、

若し、食事、始まらんとする時ハ、速に、家

に歸るべし

衣服、手足などの、汚れたる時ハ、其ま

家ハ、あづむづからん、

人の家まで、障子、襖などの、透間をのぞ

くづからん、

総て、飾りある器具は、妻に、手を觸れ、又

ハ、弄ぶべからん、

人の、家ハ、行きてハ、帽子、襟巻等を、座敷

に、持ち入るべからん、

席にありてハ、彼方、此方を見廻すべか

らざ、

道具、食物等の、善惡を、いふべからん、

人の、前ふて、欠文ハ、伸などを、あすべし

らば、

坐したる時ハ、體を直くして、兩手を、膝

の上ハ、置なべし、

足を横よ出いして、膝ひざをくづむこと勿なれ
起たつには、先まづ、兩ふた足あしを爪つめだて、徐ゆる々ゆる體ていを
おとすべし、

立たちたるときは、體ていを直ただく、兩ふた手てを、股もも
の上うへに、着きくべし、

坐まさむはらは、先まづ、膝ひざをつまきて、後のちは、腰こしを
すすべし、

膝ひざをはくふ、音ねを出すこと勿なき、

椅子いすに、よりたる時は、體ていを正ただしくし、

兩ふた手てを膝ひざの上うへに、置おくべし、

椅子いすに、着きくはらは、其その左ひだりの方かたへ、拜まが禮らし、

静しずか進みみて、腰こしをかくべし、

椅子いすを、ももち、時ときは、會あい釋はなして、立たち、左

の方かたへ、退ひき、拜まが禮らして、還かへるべし、

尊たう長ちやうの前まへへ、進まり、出いるはらは、兩ふた手てを、股ももに

着き、静しずかに、歩あむべし、

歩むハ腰をすゑて、静小進むべし、
尊長の前よも、退く時ハ上座の方へま
はるべし、

火爐に入りにハ、静小坐し、又出づる時
ハ、跡をきほまべし、

足をあたくむるおも、人の前よ、出まへ
からば、

火鉢にて、手をあたくむる、にも縁へ肱
を、掛くべからば、

朝、起きたる時ハ、必ず、盥ひ、嗽ぎ、髪を梳
るべし、

寢所に在りてハ、枕をもちし、又ハ展轉
すべからば、

寢所小ありて、物を食ひ、又ハ、談笑をへ
からば、

何程あつき時なりとも、襯衣ハ、必む纏

ふをりし、

大なる物、重き物は必ず、両手ふて、持つべし、

湯又ハ、水などの、入たる物を、持つ時ハ、其中を見て、おぼえごと勿れ、

土瓶、薬罐等を、懸け、又ハ、卸し時ハ、心を用ひて、静ふをまべし、

物を持ちて、歩む時ハ、能く、足もとを、心

ほくべし、

新潟縣小學作法書卷の二終